

令和 5 年度

定期監査結果報告書

須崎市監査委員

須崎市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度 定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年3月25日

須崎市監査委員 畠中健治

須崎市監査委員 佐々木學

1. 監査の期間

第1期：令和5年10月11日 から 令和5年12月22日 まで

第2期：令和6年 1月11日 から 令和6年 1月26日 まで

2. 監査を執行した委員

畠中健治

佐々木學

3. 監査の対象および監査実施日

	監査実施日	監 査 対 象	監査基準日
第 1 期	10月11日	議会事務局、農業委員会事務局、会計課、監査委員事務局	令和5年 9月30日
	10月12日	防災課、住宅・建築課	
	11月 9日	市民課、健康推進課	
	11月10日	長寿介護課、税務課	
	11月15日	環境未来課、企画情報課	
	11月17日	水道課、人権交流センター	
	12月22日	選挙管理委員会事務局	
第 2 期	1月11日	福祉事務所、プロジェクト推進室	令和5年 12月31日
	1月15日	元気創造課、建設課	
	1月17日	農林水産課、現地（農林水産課）	
	1月18日	文化スポーツ・観光課、子ども・子育て支援課	
	1月24日	生涯学習課、学校教育課	
	1月26日	総務課	

4. 監査の方法

監査を実施するにあたっては、各課等より提出された定期監査資料および関係書類等について照会通査を行うとともに、各所属長等により所管事務事業等の説明を受けて、関係職員に対して質疑を行う中で監査を実施した。

5. 監査の主眼

前回の監査基準日から今回の監査基準日まで、おおむね1年間の監査対象期間（平成4年度～令和5年度にわたる）について、財務に関する事務、経営に係る事業の管理および、その他の事務の執行が適正、合理的かつ効率的に行われているか、補助金等に係る一連の事務および財産管理、契約、検査事務が適正に行われているかなどを主眼として監査した。

6. 監査の結果

監査の結果はおおむね良好と認められ、前年度までに指摘事項等とされた項目についても、おおむね改善の措置がされていた。

なお、監査執行時において公表にまでは至らない軽微な事項については、各所管課に対して監査委員より口頭で改善を指導した。

全般的共通事項

1. 契約書に貼り付けする印紙について

契約書に印紙が貼り付けられていない、又は、貼り付けられた印紙の金額間違いが見受けられた。印紙が必要かどうか、金額は正しいかどうかを今一度確認し、処理するようにされたい。

2. 復命書の作成について

文書は作成されているものの、行って来た事だけの報告や、パンフレットを挟んだだけの復命書があった。出張で学んだことや感想等を入れて報告すべきではないか。

3. 書類の整理について

書類のとり間違いや、確認印の押印抜けが見られた。ヒューマンエラーがなるべく起こらないような事務処理を心掛けたし。

4. その他

定期監査を通じて生じた事務改善点および疑問点について、総務課定期監査時に協議を行った。一部については検討・改善を要請した。